

高石市 企業立地促進制度のご案内



高石市企業立地等促進条例（平成19年6月29日施行、平成29年4月1日改正、令和4年4月1日改正）

高石市では、本市の工業適地において、企業立地等を促進することにより、雇用創出、産業振興及び地域経済の活性化を図り、もって市勢の発展に寄与するため「高石市企業立地等促進条例」を改正し、適用期間の延長及び令和4年4月1日から新エネルギー関連事業を新たに営もうとする事業所等を新設する企業等への支援内容を拡充いたしました。

●固定資産税・都市計画税（土地除く）の軽減 ※上限なし

事業所等（工場、倉庫、事務所、試験研究施設及びこれらの附帯施設）の新設又は拡張等を行うにあたり取得した家屋、償却資産にかかる固定資産税・都市計画税（土地を除く）を軽減します。

●雇用促進奨励金（新設・増設等の場合）

事業所等の新設又は拡張等に伴い、市民を新たに雇用する場合や配置転換による従業員が市内転入した場合に奨励金を交付します。

			令和4年4月1日から適用	
新設 (新エネルギー関連事業を新たに営もうとする事業所等を新設する企業等)	大企業	1,000万円以上	固定資産税・都市計画税	雇用促進奨励金 1人 10万円 ※ 新設等に伴う正規雇用の市民に限る
	中小企業	230万円以上	5年間 課税免除 (※1)	
新設 (新規進出企業)	大企業	1,000万円以上	固定資産税・都市計画税	
	中小企業	230万円以上	3年間 課税免除 (※2)	
増設拡張	大企業	1,000万円以上	固定資産税・都市計画税	
	中小企業	230万円以上	5年間 2/3軽減 (※3)	
設備更新	大企業	6,000万円以上	固定資産税・都市計画税	
	中小企業	230万円以上	5年間 1/2軽減 (※3)	
災害対策設備	大企業 中小企業	230万円以上	固定資産税・都市計画税 5年間 課税免除 (※3)	

対象地域	市内の工業専用地域・準工業地域（高砂、南高砂、高師浜丁の一部、取石7丁目の一部）
対象事業	対象区域内に設置する 工場、倉庫、事務所、試験研究施設 及びこれらの附帯施設
対象業種	日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）による次のいずれかの産業分類に該当するもの ○製造業 ○電気・ガス・熱供給・水道業 ○情報通信業 ○運輸業、郵便業（郵便業（信書郵便業を含む。）を除く。） ○不動産業、物品賃貸業（物品賃貸業に限る。） ○学術研究、専門・技術サービス業（学術・開発研究機関に限る。） ○生活関連サービス業、娯楽業 ○サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業は除く。）
適用期間	令和9（2027）年3月31日まで

(※1) 耐用年数が4年に満たない償却資産は除き、5年以内の償却資産は3年間 (※2) 耐用年数が4年に満たない償却資産は除く。
(※3) 耐用年数が5年以内の償却資産は3年間（耐用年数を限度とします。）

（注意）申請は、工事完了又は設備取得の日の30日前までです。必ず事前にご相談ください。

災害対策設備等とは

高石市企業立地等促進条例第2条第1号ウに規定する災害対策設備等で定めるものは、次のものとしします。ただし、法令により設置が義務付けられているものを除く。

1. 津波による災害を防止するための機能を備えた危険物等を保管する倉庫
2. 緊急地震速報受信装置（連動して自動的に作動する報知設備を含む。）
3. 緊急遮断装置
4. 感震装置
5. 防潮堤
6. 胸壁
7. 津波からの一時的な避難場所として機能を有する堅固な工作物
8. オイルフェンス
9. 建物の外階段
10. 情報通信システム
11. 遠隔監視カメラ
12. 自家発電設備
13. 津波による建物又は災害対策設備への浸水を防止するための設備
14. 防油堤、防液堤等倉庫、タンク若しくは製造設備への津波による浸水を防止する設備又は倉庫、タンク若しくは製造設備からの危険物等の流出を防止する設備
15. 津波による事業所等の敷地外の漂流物の敷地内への流入を防止する設備又は津波による事業所等の敷地内の漂流物の敷地外への流出を防止する設備
16. 建物、タンク又は製造設備の敷地の液状化対策工事
17. 事業所等の敷地の洗掘対策工事
18. 上記のもののほか、地震又は津波による事業所等の敷地外の人又は財産への重大な被害を防止するために必要な設備等であって、被害防止に特に効果があると認められるもの

新エネルギー関連事業とは

高石市企業立地等促進条例第2条第1号工に規定する**新エネルギーに関する産業に係る事業のうち規則で定めるもの**とは、次のものとします。ただし、法令により設置が義務付けられているものを除く。

★**新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令第1条に規定されている新エネルギー利用等に資する事業をいう。**

- 太陽光発電・熱利用
- 風力発電
- 雪氷熱利用
- バイオマス発電・熱利用・燃料製造
- 温度差熱利用
- 中小規模水力発電
- 地熱発電

★**その他これに類する事業は、国により「革新的環境イノベーション戦略」として策定されているもの等で、特に新エネルギー利用等に資する事業として、市長が必要と認めるもの**

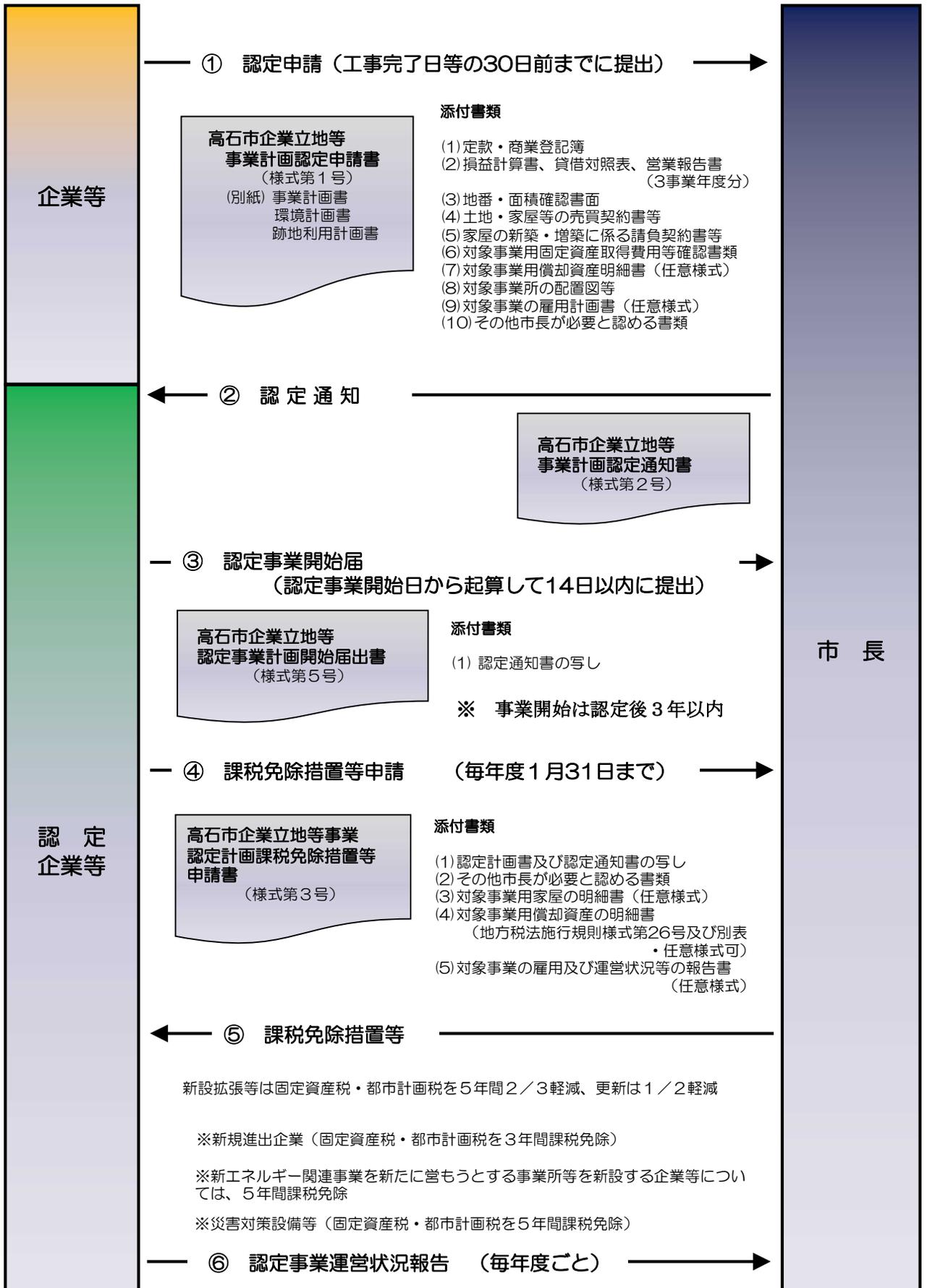
※対象となるものの例

下記は、代表的なものを例示として列挙しているものです。

- **再生可能エネルギーの主力電源化**
設置場所の制約を克服する柔軟・軽量・高効率な太陽光発電システム、厳しい自然環境に適応可能な浮体式洋上風車、全固体電池・空気電池等の次世代蓄電池等に関するもの
- **水素サプライチェーンの構築**
天然ガス・褐炭の改質等によるCO2フリー水素の製造、圧縮水素・液化水素・有機ハイドライド・アンモニア・水素吸蔵合金等の水素輸送・貯蔵技術、水素発電等に関するもの
- **CO2の分離回収**
発電所等における燃焼後CO2回収用の固体吸収材・燃焼前CO2回収用の分離回収技術、大気中CO2の分離回収技術等に関するもの
- **グリーンモビリティの確立**
自動車・航空機等の電動化のための高性能蓄電池・モーター・燃料電池、水素を燃料とするモビリティのための燃料電池システム・水素貯蔵システム、カーボンリサイクル技術を用いたバイオ燃料・合成燃料の製造等に関するもの
- **再生可能エネルギー由来の電力や水素の活用**
水素還元製鉄技術等によるゼロカーボン・スチール、金属等の高効率リサイクル技術、プラスチック等の高度資源循環技術等に関するもの
- **カーボンリサイクル技術によるCO2の原燃料化等**
人工光合成を用いた基幹化学品の製造、炭素再資源化による機能性化学品製造、メタネーション技術、CO2を原料とするセメント・CO2吸収型コンクリートの製造等に関するもの
- **革新的なエネルギー高度利用技術**
天然ガスコージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車等に関するもの

※ 新エネルギー関連事業以外の事業も併せて営む新規進出企業等については、新エネルギー関連事業対象部分は5年間課税免除の適用とし、他の部分は3年間課税免除の適用とする。

《高石市企業立地促進制度の流れ》

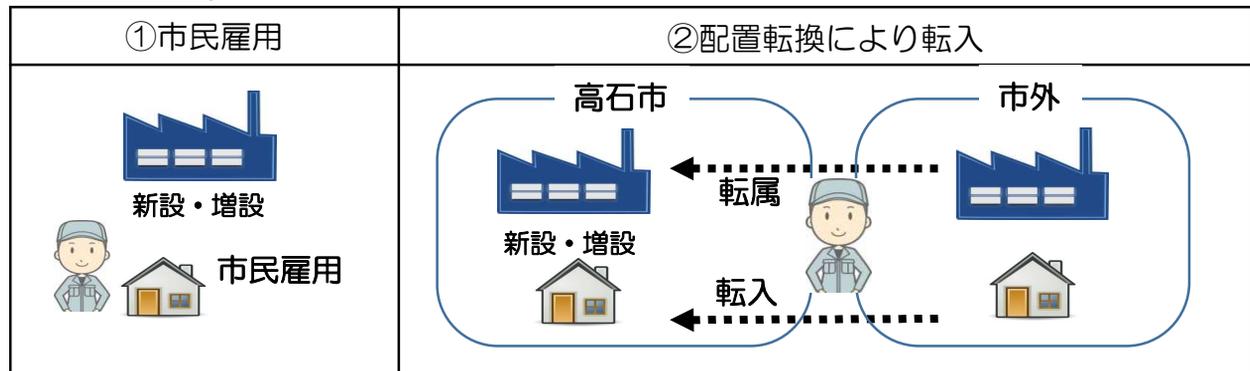


雇用促進奨励金

高石市企業立地等雇用促進奨励金交付要綱

企業立地促進制度を利用いただき新設・拡張を行った事業者が、新たに市民を雇用した場合又は、配置転換により転入した場合に奨励金を交付します。

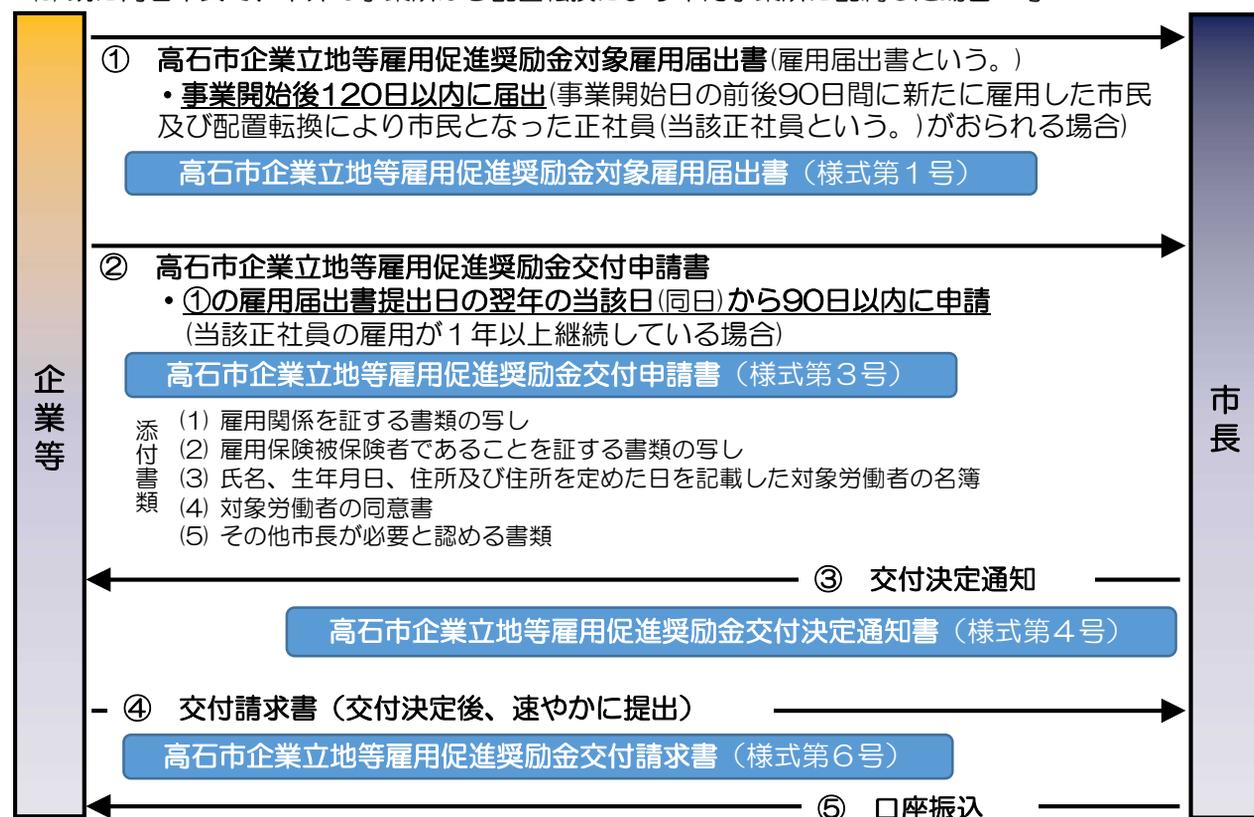
交付額	雇用者1名につき 10万円 （1人1回限り）
対象者	新設・拡張等に伴い、次の者を当該事業に従事する場合 ① 新たに正規雇用する高石市民 ② 配置転換により高石市民となった正規雇用者



- (1) 新設・拡張増設に伴い、新たに雇用された市民又は、配置転換により市内転入した雇用者であること。
- (2) 期間の定めのない正規雇用（直接雇用されている方）であること。
- (3) 事業開始の日の前後90日の間に新たに雇用された者が、1年以上継続して雇用されていること。

<対象とならない場合>

- (1) 企業立地制度の認定を受けていない場合
- (2) 市内の事業所で配置転換し、高石市民となった場合
- (3) 既に高石市民で、市外の事業所から配置転換により市内事業所に配属した場合 等

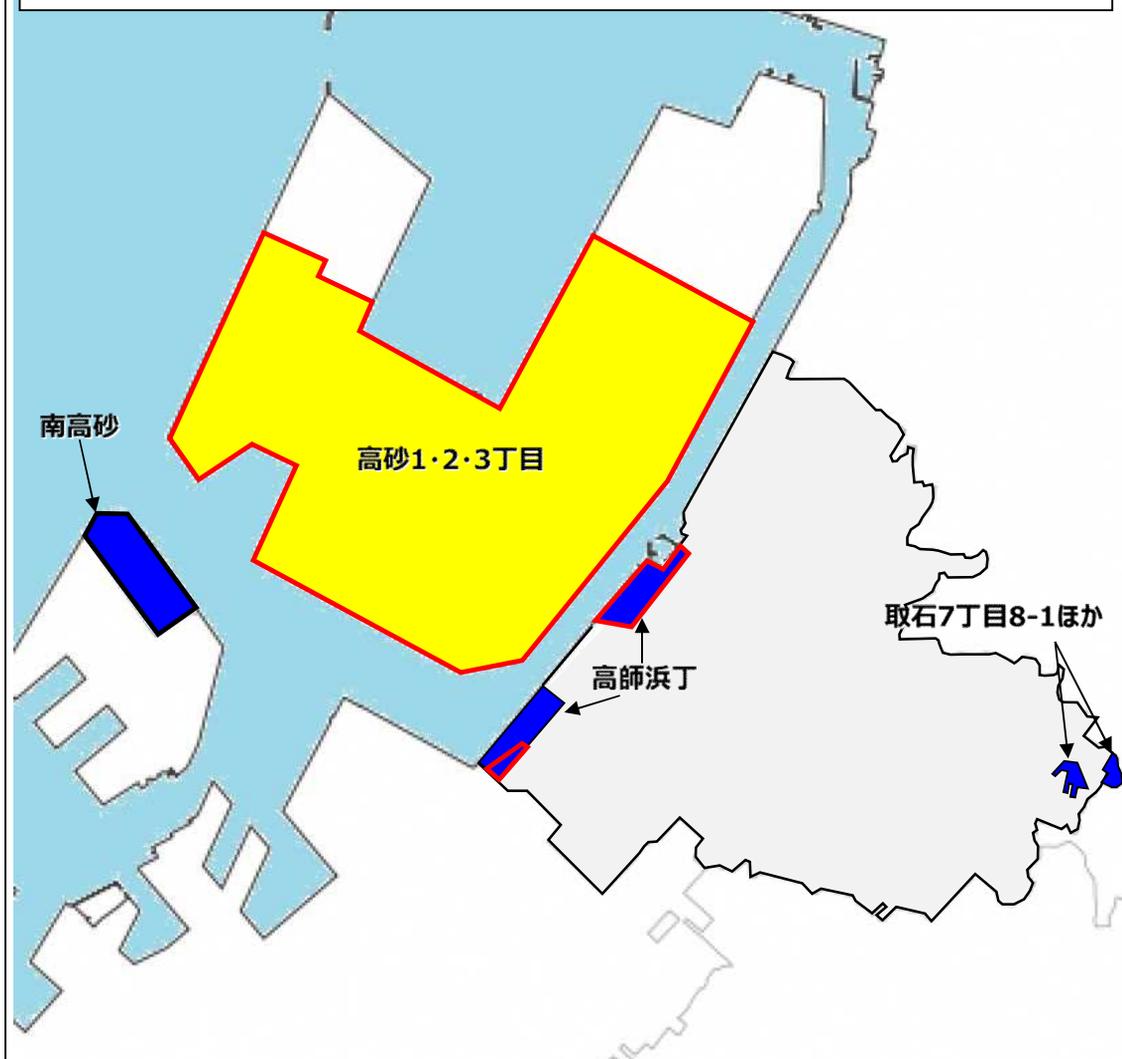


対象となる地域について

工業専用地域 準工業地域

第二種産業集積促進地域
(大阪府の制度適用)

高石市内の工業専用地域、準工業地域において工場立地を行う製造業者が対象となりますが、立地場所が対象地域に該当するかどうかにつきましては、担当窓口にてご確認ください。



お問合せ・ご相談

※申請にあたっては、土地の取得前、工事の着工前に、必ずご相談下さい。

高石市総合政策部 まち未来戦略室

産業共創課 公民連携共創係

高石市加茂4丁目1番1号 高石市役所 本館1階

TEL 072-265-1001 (内線7309・7313)

FAX 072-263-8143

E-mail koumin@city.takaishi.lg.jp